

京都市勧業館条例の一部を改正する条例（平成31年3月28日京都市条例第53号）（産業観光局産業企画室）

消費税法及び地方税法の一部改正により、消費税及び地方消費税の税率が引き上げられることに伴い、京都市勧業館の利用料金の上限額の適正化を図る必要があるため、次のとおり利用料金の上限額を改正することとしました。

区 分			利 用 料 金		
			改正前	改正後	
第 1 展 示 場	全面利用	午 前 又 は 午 後	円 119,880	円 <u>122,100</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	38,880	<u>39,600</u>	
	半面利用	午 前 又 は 午 後	62,640	<u>63,800</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	20,304	<u>20,680</u>	
	第 2 展 示 場	全面利用	午 前 又 は 午 後	328,320	<u>334,400</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	106,704	<u>108,680</u>
4分の3面利用		午 前 又 は 午 後	250,020	<u>254,650</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	81,216	<u>82,720</u>	
半面利用		午 前 又 は 午 後	166,860	<u>169,950</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	54,216	<u>55,220</u>	
4分の1面利用		午 前 又 は 午 後	83,700	<u>85,250</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	27,216	<u>27,720</u>	
第 3 展 示 場	全面利用	午 前 又 は 午 後	324,000	<u>330,000</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	105,300	<u>107,250</u>	

		半面利用	午 前 又 は 午 後	164,700	<u>167,750</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	53,568	<u>54,560</u>
特別展示場	伝統産業又はその振興若しくは発展を図るための事業に従事するもの	全面利用	午 前 又 は 午 後	22,680	<u>23,100</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	7,344	<u>7,480</u>
		A面利用	午 前 又 は 午 後	12,960	<u>13,200</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	4,212	<u>4,290</u>
		B面利用	午 前 又 は 午 後	11,340	<u>11,550</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	3,672	<u>3,740</u>
	その他のもの	全面利用	午 前 又 は 午 後	30,240	<u>30,800</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	9,828	<u>10,010</u>
		A面利用	午 前 又 は 午 後	16,740	<u>17,050</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	5,400	<u>5,500</u>
		B面利用	午 前 又 は 午 後	14,580	<u>14,850</u>
			早朝又は夜間（1時間につき）	4,752	<u>4,840</u>
第 1 商 談 室		午 前 又 は 午 後	2,268	<u>2,310</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	756	<u>770</u>	
第 2 商 談 室 及 び 第 3 商 談 室		午 前 又 は 午 後	3,348	<u>3,410</u>	
		早朝又は夜間（1時間につき）	1,080	<u>1,100</u>	
第 4 商 談 室 及 び 第 5 商 談 室		午 前 又 は 午 後	4,968	<u>5,060</u>	

		早朝又は夜間（1時間につき）	1,620	<u>1,650</u>
第1多目的室及び第2多目的室		午前又は午後	2,376	<u>2,420</u>
		早朝又は夜間（1時間につき）	756	<u>770</u>
第1厨房, 第2厨房, 第3厨房, 第4厨房及び第5厨房		午前又は午後	4,968	<u>5,060</u>
		早朝又は夜間（1時間につき）	1,620	<u>1,650</u>
大 会 議 室		早朝（1時間につき）	5,292	<u>5,390</u>
		午 前	12,420	<u>12,650</u>
		午 後	18,576	<u>18,920</u>
		夜 間	18,684	<u>19,030</u>
第1会議室, 第2会議室, 第3会 議室及び特別会議室		早朝（1時間につき）	1,512	<u>1,540</u>
		午 前	3,564	<u>3,630</u>
		午 後	5,184	<u>5,280</u>
		夜 間	5,292	<u>5,390</u>
工芸実技 室	伝統産業又はその振興 若しくは発展を図るた めの事業に従事するも の	早朝（1時間につき）	2,376	<u>2,420</u>
		午 前	5,508	<u>5,610</u>
		午 後	7,992	<u>8,140</u>
		夜 間	8,100	<u>8,250</u>
	そ の 他 の も の	早朝（1時間につき）	3,024	<u>3,080</u>
		午 前	7,020	<u>7,150</u>
		午 後	10,476	<u>10,670</u>
		夜 間	10,584	<u>10,780</u>

この条例は、平成31年10月1日から施行することとしました。

京都市勧業館条例の一部を改正する条例を公布する。

平成31年3月28日

京都市長 門川大作

京都市条例第53号

京都市勧業館条例の一部を改正する条例

京都市勧業館条例の一部を次のように改正する。

119,880 <sup>円</sup>	122,100 <sup>円</sup>
38,880	39,600
62,640	63,800
20,304	20,680
328,320	334,400
106,704	108,680
250,020	254,650
81,216	82,720
166,860	169,950
54,216	55,220
83,700	85,250
27,216	27,720
324,000	330,000
105,300	107,250
164,700	167,750
53,568	54,560
22,680	23,100
7,344	7,480
12,960	13,200
4,212	4,290
11,340	11,550
3,672	3,740

別表第2備考以外の部分中

30,240		30,800
9,828		10,010
16,740		17,050
5,400		5,500
14,580		14,850
4,752	を	4,840
2,268		2,310
756		770
3,348		3,410
1,080		1,100
4,968		5,060
1,620		1,650
2,376		2,420
756		770
4,968		5,060
1,620		1,650
5,292		5,390
12,420		12,650
18,576		18,920
18,684		19,030
1,512		1,540
3,564		3,630
5,184		5,280
5,292		5,390
2,376		2,420
5,508		5,610
7,992		8,140
8,100		8,250
3,024		3,080
7,020		7,150
10,476		10,670

に改める。

10,584	10,780
--------	--------

## 附 則

### (施行期日)

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

### (準備行為)

- 2 この条例による改正後の京都市勧業館条例（以下「改正後の条例」という。）の規定による京都市勧業館の利用に係る料金の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

### (適用区分)

- 3 改正後の条例の規定は、この条例の施行の日以後の利用に係る料金について適用し、同日前の利用に係る料金については、なお従前の例による。

(産業観光局産業企画室)